

監事の監査報告書

平成23年5月19日

学校法人甲南学園
理事会 御中

監事 植村 武雄 ⑩

監事 北村 真 ⑩

監事 中西 秀夫 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人甲南学園寄附行為第10条第2項の規定に基づき、学校法人甲南学園の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の業務の状況及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況を監査しました。また、会計監査人（あずさ監査法人）から、会計監査の計画、方法並びに監査状況の報告を受けるとともに、それらを参考として、計算書類等につき必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人甲南学園の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- （2）計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記録と合致しており、平成22年度の収支の状況及び22年度末の財政状態を正しく示していると認めます。
- （3）本学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上